

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の
一部改正について

令和4年9月1日
中小企業庁財務課

I. 改正の趣旨

「非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の7他。以下「法人版事業承継税制」という。）は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）」第12条第1項の認定を受けた中小企業者を対象としており、その適用の前提となる要件は、経営承継円滑化法施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「経営承継円滑化法省令」という。）において定めている。

今般、租税特別措置法の趣旨を踏まえた第1種贈与報告基準日等に係る規定並びに随時報告書の報告事項及びその添付書類に係る規定について所要の改正を行った。

II. 改正の概要

1 経営承継円滑化法の認定の有効期間・報告期間に関する改正（経営承継円滑化法省令第7条、第12条関係）

経営承継円滑化法省令に規定する第1種贈与報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）は、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）と一致するように定められている。

平成30年度税制改正により、複数の贈与者からの贈与等が法人版事業承継税制の対象とされたことに伴い、経営承継円滑化法省令の改正により、同一の後継者が、先代経営者から非上場株式等の贈与・相続等を受けた場合において、その他の株主から非上場株式等の贈与・相続等を受けるとき（以下「第二種承継」という。）が、経営承継円滑化法の認定の対象とされた。

この第二種承継の認定を受ける一定の場合について、円滑化省令基準日等が、措置法基準日等と一致しない場合が生じることから、これらを一致させるため所要の改正を行った。

2 雇用確保要件の判定時期等の適正化に関する改正（経営承継円滑化法省令第9条関係、第13条の2、第13条の3、第13条の4、第20条関係）

1と同様の理由により、同一の者が複数の者から非上場株式等の贈与・相続等を受ける場合を念頭に、雇用確保要件の判定時期・災害特例等に関して、租税特別措置法の規定と整合させるため所要の改正を行った。

3 随時報告書の添付書類等の明確化に関する改正（経営承継円滑化法省令第12条第6項、第8項関係）様式第十二

納税が確定する場合においては、納税が免除される場合等と同様の添付書類等の提出を不要とするよう所要の改正を行った。

4 その他様式の技術的な改正（様式第九、様式第二十）

Ⅲ. 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年9月1日から施行する。

(2) 経過措置

今回の経営承継円滑化法省令の施行前にされた法第12条第1項の認定については、新経営承継円滑化法省令第12条第6項及び第8項の規定を除き、なお従前の例による。

Ⅳ. 申請マニュアル等の改訂について

今回の経営承継円滑化法省令の改正に伴い、令和4年9月1日以降、順次申請マニュアル等を改訂します。

第3章 都道府県知事への報告について

第1節 事業継続報告（年次報告）

2022年9月1日に一部改正あり

【認定の有効期間・報告期間等について】

同一の後継者が複数の者より株式の承継を受ける一定の場合において、円滑化省令で規定する報告基準日等及び認定の有効期間（以下「円滑化省令基準日等」という。）と、租税特別措置法に規定する経営贈与報告基準日等及び経営贈与承継期間等（以下「措置法基準日等」という。）とが一致しない場合が生じたことから、これらを一致させるため所要の改正を行いました。

改正前

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に円滑化法の認定を受けた贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

改正後

後継者ごとに、その会社の株式等について**最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日**として考える。

※注意点

- ✓ 実務上、認定と税の申告期限が、ともに「①第一種承継、②第二種承継」という順番となる場合が多いと考えられ、この場合は、改正前後で決定される円滑化省令基準日等は変わらないと言えます。
- ✓ 第一種承継と第二種承継、または、複数の第二種承継が隣接した時期に実施された場合には、ご注意ください。**租税特別措置法と同様、最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日を起算日として考える**こととなります。税の申告期限が「①第二種承継、②第一種承継」の順番となることがあります。なお、認定は、第一種贈与・相続が先行する必要がある点に変更はありません。
- ✓ この点、**最初の円滑化法の認定を受けた日が2022年9月1日より前の場合は、従前どおり「旧」円滑化省令基準日等が適用されます**ので、ご注意ください。そのため、マニュアルを活用する際、2022年9月1日より前に認定を受けられた方は、「旧」円滑化省令基準日等となることも留意してください。

例

「旧」円滑化省令基準日等と、措置法基準日等が一致しない場合

例えば、先代から相続で承継を受け、その相続税の申告期限が災害等で延長された場合などにおいて、**後発で認定を受けた承継に係る税の申告期限が先行するケース**

